

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

高槻市長 濱田 剛史 印

## 制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 件 名	エネルギーセンターで使用する電力の調達（単価契約）	
2 履 行 場 所	高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター地内	
3 履 行 期 間	令和 6 年 7 月 1 日 0 時から令和 7 年 6 月 3 0 日 2 4 時まで	
4 調達件名及び数量	エネルギーセンターで使用する電力 契約電力 1,100kW（特別高圧電力）、契約電力 1,100kW（特別高圧予備電力）、契約電力 2,700kW（特別高圧自家発補給電力） 予定使用電力量 102,040kWh	
5 入 札 参 加 資 格	<p>符号(1)～(6)の条件をすべて満たした者とする。</p> <p>(1) 高槻市において令和6年度入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登録されており、「14-C電力」に係る分類を希望している者であること。</p> <p>(2) この公告の日から開札の日までの期間に、高槻市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 「高槻市電力の調達に係る環境配慮方針」に規定する入札参加資格の要件を満たしていること（評価点の合計が加点項目も含め105点満点中70点以上）。 なお、評価点の採点については本市の環境政策課が行うため、6の「評価点の採点」を参照すること。</p> <p>(6) 電気の需給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。</p>	
6 評 価 点 の 採 点	<p>上記5の入札参加資格の(5)を確認するため、下記の書類を本市の<b>環境政策課へ提出</b>すること。</p> <p>(1) 提 出 書 類</p> <p>① 高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1） ② ①の根拠資料 <b>※一般書留または簡易書留にて提出すること。</b> ※様式は（<a href="https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1896.html">https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1896.html</a>）よりダウンロードすること。</p> <p>(2) 提 出 先 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活環境部 環境政策課</p> <p>(3) 期 限 令和6年5月10日（金）正午【必着】</p>	
7 入 札 参 加 申 請 書 類 の 提 出	<p>入札に参加する意思のある者については、上記6とは別に符号①～③の書類を<b>エネルギーセンターへ提出</b>すること。</p> <p>(1) 提 出 書 類</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） ② 制限付一般競争入札参加資格等チェックリスト（様式2） ③ 電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類の写し</p> <p>(2) 申 請 書、仕 様 書 等 の 交 付 方 法 市のホームページからダウンロードすること。 （<a href="https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list70-628.html">https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list70-628.html</a>）</p> <p>(3) 提 出 方 法 エネルギーセンターへ持参するか、<b>一般書留または簡易書留</b>にて提出すること。 また、提出された書類の返却は行わない。</p> <p>(4) 提 出 先 〒569-0021 高槻市前島三丁目 8 番 1 号 エネルギーセンター 保全チーム 電力売買担当</p> <p>(5) 提 出 期 間 公告日から令和6年5月10日（金）正午まで【必着】 受付時間：午前8時から午後4時まで （但し、土曜・日曜・祝日と平日正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで）</p>	
8 入 札 参 加 資 格 の 査 審	入札参加申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和6年5月15日（水）までに電話又は書面で通知する。 なお、入札参加資格を認めない申請者には理由を付した書面で通知する。	
9 予 定 価 格	設定あり（非公開）	
10 最 低 制 限 価 格	設定なし	
11 質 疑 受 付	<p>(1) 質疑は質疑書（指定様式）により受け付け、電話又は口頭による質疑は受け付けない。</p> <p>(2) 質疑書は提出場所へのFAX又は電子メールにより提出するものとし、郵送による質疑書の提出は認めない。 提出後に電話にて質疑書が受信されたことを確認すること。</p> <p>(3) 提出場所：エネルギーセンター 保全チーム 電力売買担当 FAX：072-669-1961 電子メール：tak0591@city.takatsuki.osaka.jp</p>	
12 質 疑 受 付 期 間	令和6年4月19日（金）から 令和6年5月13日（月）午後4時まで	
13 質 疑 の 回 答	すべての回答を回答書にまとめ、入札参加資格者全員に令和6年5月15日（水）までにFAX又は電子メールにより回答する。	

14 入札方法等	(1) 入札方法は郵便入札方式とする。入札書類の作成要領については、「エネルギーセンターで使用する電力の調達入札の手引き」を参照すること。
	(2) 入札参加資格審査後、有資格者に入札書用指定封筒を送付するので、これを用いること。
	(3) 入札者は、契約電力に対する各契約希望単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する契約希望単価（電力量料金単価）の設定を行い、それぞれ設定した各単価及び高槻市が仕様書にて提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した合計金額（燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び市場価格調整額は、入札においては加味しない。）を入札書に記載すること。
	(4) 落札の決定は、(3)に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。
15 開札の場所及び日時	(1) 開札日時 : 令和6年5月31日（金）午後2時 : なお、入札回数は1回とする。
	(2) 開札場所 : エネルギーセンター 管理棟
	(3) 入札書到着期限 : 令和6年5月31日（金）正午【必着】
	(4) 入札書の郵送先 : 〒569-0021 高槻市前島三丁目8番1号 : 高槻市 市民生活環境部 エネルギーセンター 保全チーム 電力売買担当
	(5) 入札書の郵送方法 : 入札書と積算内訳書を入札書用指定封筒に封入して、一般書留または簡易書留にて郵送すること。
16 開札立会人	(1) 開札立会人の選定 : 資格審査後、入札参加者の中から開札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
	(2) 開札立会人の委任 : 開札立会人として代理人が出席することを可能とする。（委任状不要。）
17 落札者の方法	(1) 落札者の決定 : 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
	(2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。
18 無効の入札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに入札説明書等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
	(2) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。
	(3) 入札書用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの。
	(4) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。
	(5) 入札書用指定封筒に商号又は名称等が記載されていないもの。
	(6) 入札書用指定封筒記載の商号又は名称と同封された入札書の商号又は名称が相違するもの。
	(7) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。
	(8) 入札書用指定封筒を一般書留または簡易書留以外の方法で郵送されたもの。
	(9) 入札参加資格があると認められた者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
19 入札成立の条件	入札書提出期間終了時点で、有効な入札書が1以上あれば入札成立とする。
20 保証金	(1) 入札保証金 : 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。
	(2) 契約保証金 : 必要 落札金額の100分の10に相当する額以上を契約締結時までに納付すること。ただし、免除規定あり。
21 その他	(1) 契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することがある。
	(2) 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
	(3) 提出された書類等は返却しない。
	(4) 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。
	(5) その他詳細については、入札説明書による。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

(電力の調達に係る環境配慮方針に関する問い合わせ先)  
高槻市桃園町2番1号  
高槻市 市民生活環境部 環境政策課  
電話 072-674-7486 FAX 072-661-3198

(上記以外に関する問い合わせ先)  
高槻市前島三丁目8番1号  
高槻市 市民生活環境部 エネルギーセンター  
電話 072-669-1950 FAX 072-669-1961 電子メール tak0591@city.takatsuki.osaka.jp  
高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp>